

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	23,736,444	流 動 負 債	6,803,041
現 金 及 び 預 金	6,380,655	電 子 記 録 債 務	1,457,921
受 取 手 形	498,447	買 掛 金	2,903,539
売 掛 金	7,271,346	未 払 金	645,032
商 品 及 び 製 品	5,831,928	未 払 費 用	696,452
貯 蔵 品	14,372	未 払 法 人 税 等	640,140
前 払 費 用	130,826	預 り 金	17,183
関 係 会 社 債 権	3,411,447	賞 与 引 当 金	374,436
そ の 他	206,040	役 員 賞 与 引 当 金	60,000
貸 倒 引 当 金	△8,620	そ の 他	8,334
固 定 資 産	26,286,891	固 定 負 債	1,708,527
有 形 固 定 資 産	2,814,069	退 職 給 付 引 当 金	38,559
建 物	1,405,812	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	149,795
構 築 物	3,907	そ の 他	1,520,172
機 械 及 び 装 置	2,045		
車 両 運 搬 具	946	負 債 合 計	8,511,568
工 具 、 器 具 及 び 備 品	159,666	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,196,704	株 主 資 本	40,728,251
建 設 仮 勘 定	44,986	資 本 金	100,000
無 形 固 定 資 産	1,046,984	資 本 剰 余 金	5,896,155
特 許 権	1,250	資 本 準 備 金	5,896,155
借 地 権	947,156	利 益 剰 余 金	34,732,096
ソ フ ト ウ ェ ア	97,197	利 益 準 備 金	232,125
電 話 加 入 権	1,379	そ の 他 利 益 剰 余 金	34,499,971
投 資 そ の 他 の 資 産	22,425,837	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	45,157
投 資 有 価 証 券	1,601,966	別 途 積 立 金	9,313,005
関 係 会 社 株 式	888,399	繰 越 利 益 剰 余 金	25,141,808
出 資 金	7,330	評 価 ・ 換 算 差 額 等	783,515
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	19,190,000	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	783,515
長 期 前 払 費 用	1,145		
繰 延 税 金 資 産	9,350		
そ の 他	727,643	純 資 産 合 計	41,511,767
資 産 合 計	50,023,336	負 債 及 び 純 資 産 合 計	50,023,336

個 別 注 記 表

1. 記載金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ. 子会社株式
移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)
製品・商品・貯蔵品
先入先出法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
 - ロ. 無形固定資産
定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
 - (4) 引当金の計上基準
 - イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
 - ハ. 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - ニ. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えて、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
 - ホ. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
 - (5) 収益及び費用の計上基準
当社は、照明器具の販売並びにこれらの付随業務を行っております。
これらのうち、国内への販売については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から商品の支配が顧客に移転される検収時までの期間は通常の期間であることから、出荷時に商品に対する支配が顧客に移転されるものと判断し、物品の出荷時点で収益を認識しております。
また、収益は、顧客との契約において約束された対価の金額から、値引、割戻等を控除した金額で算定しております。